

## 近世郷士の存在形態（下）

——丹波馬路村「両苗郷士」の経済的基盤と村方支配——

岡 本 幸 雄

は し が き

### 一 馬路村の概況

### 二 両苗郷士の経済的基盤

(1) 村内における経済的地位

(2) 土地経営事情

(i) 両苗と「家来」

(ii) 土地経営事情一斑（以上前号）

### 三 両苗郷士の村方支配（以下本号）

(1) 行政形態（両番、小番）

(2) 村方支配の実態

i 安永五年「分ヶ山」出入

ii 文政四年貢租「直納」願

iii 化政期における両苗と「中間八十三家」の紛争

あ と が き

### 三 両苗郷士の村方支配

村方における両苗の全体的な経済的地位の高さ、彼等の一員たる人見完治家の土地経営事情の分析を通じて、両苗の経済的基盤を一応あきらかならしめることができた。しかして、つぎに両苗の全体的な土地所有関係の優位性を基礎とした、彼等の村方ないし一般平百姓に対する諸関係、村落共同体内部における支配関係の実態はどうであったか、このような問題についてその内容をあきらかならしめたい。

ところで、ここに問題にされうる時期は、ほぼ安永以降であり、すでにあきらかなように、両苗下の隷属的下人の独立化が進められ、また小作関係の成立がすでにみられるという、さらには、一部平百姓の経済的抬頭、水呑小者層の村方支配層に対する対抗関係の動向など、いはば封建村落の構造に何らかの形において変化がみられつつある時期であって、両苗の村方支配の実態を問題にしよとするばあい、右のごとき諸状勢を無視して説くことはできない。したがって、ここでは特に一般平百姓の対抗関係、その動向をとりあげ、それとの関連において両苗の村方支配の実態をみることにしよう。しかし、これに先立ち「行政上の異例」とされている馬路村の村内行政形態の内容に若干の説明を与えることによって、まず両苗の村方支配の外貌をうかがうことからはじめたい。

(1) 行政形態（両番、小番）

すでに村の概況によって知られるように、馬路村村

近世郷士の存在形態（下）（岡本）

高は一、五〇一石七斗三升（但し山年貢一九石二斗を除く）であり、このうち一、三二三石八斗三升五合（八七・五%）は両番高（大番、中番を合わせた呼称であり、両苗高ともいわれる）と称し、残る一八七石八斗九升五合（二・五%）はこれを小番高と称されていたものであったが、このような高を基礎において行政的呼称として両番組、小番組が存在し、この二つの組にいわゆる村方役人が置かれていたとともに、馬路村百姓のあるものはそれぞれ「何組」、「何番」百姓として、二つの組の何れかに所属せしめられていた。馬路村においては、両番組に庄屋年寄肝煎の村方（組）役人が設けられ、これが両苗一族の世襲的独占に帰しており、小番組にも庄屋肝煎の組役人が設けられて、郷土河原姓を名乗るものによって占められていたものであり、<sup>20</sup> つぎの馬路村百姓の組所属については、想像以上に出るものではないが、これは、彼等が両番小番高の何れかを所有あるいは耕作するという高との結合関係においてか、あるい

はむしろ両番高を支配する両苗と小番高を支配する河原姓何れかへの彼等の身分的紐帯関係において組所属が行われていたものであろうか。<sup>(21)</sup>

ところで、入組支配をうけることなく、旗本の一円支配をうけていた馬路村一村内部における、こうした二つの行政的区分成立の縁由を奈辺に求めるか、また両番（大番・中番）、小番の呼称それ自体いかなる意味をもち、その内容がどのようなものであったかなどについては未だ充分でなく、今後に期さねばならないが、古老の言によれば、ただ行政的区分成立の縁由について、馬路在住のかつての地侍人見・中川両苗と河原姓との間に、在地支配をめぐる勢力争いが常に行われ、人見・中川両姓の勢力が次第に拡大されていった。そして、近世村落としての馬路村成立に当って、かかる勢力関係が一村内に二つの組の行政的分割となって現われたものであり、人見・中川両姓は両番組、河原姓なるものが小番組の行政上の支配権を確立し掌握した

ものとされている。管見資料の制約のもとでは、かかる点の信憑性をあきらかならしむることはできないが、ただ右両組の支配関係に関しては、安永二年（一七七三）の両番と小番との間に生じた神事能・弓矢祭礼をめぐる出入文書の一節、すなわち「両苗之儀ハ御高千三百式拾石余引請支配仕候、彼等ハ纔百八拾石余引請支配仕候」とあり<sup>(22)</sup>、村高の八七・五％に及ぶ両番高は両苗のものが引請支配し、残る一二・五％の小番高はこれを彼等（河原姓のものを指す）が引請支配してたとされていることによつてうかがうことができる。しかして、ここに「引請支配」とある意味は、両苗と河原姓両者の組に対する行政的支配権の掌握はもとより、地頭杉浦氏に収納する貢租のその徴収権をも有していたことを意味するものであって、この点、後に述べる文政四年の村方小者達による地頭への貢租「直納」願においてうかがうことができよう。<sup>(23)</sup>

以上、馬路村における村内行政形態として、両苗支

配の両番組、河原姓支配の小番組の二つの行政区分の

の存在について若干述べたが、しかし、両組の支配す

る高の規模からみてもあきらかなように、馬路村支配

の実質は、両番組を支配している両苗の掌中におかれ

ていたものであって、この点先にも示した安永二年の

両番、小番組の間における出入文書の一節に「御公儀様、

御地頭様、馬路村と只一通りニ御呼被下候得へ、両苗

之庄屋年寄罷出相勤申候、相手之者共（註、小番組河原

姓を指す）を御召之時へ、馬路村小番組庄屋と銘御座

候」とあり、また元治元年（一八六四）の杉浦氏を相手

どり郷士身分をめぐって両苗が評定所に訴訟に及んだ

文書の一節に「馬路村之儀は、両苗高ニ在之、小百姓

ニ為作、夫々取立、両苗、<sup>(24)</sup>収納致来候事」とあること

によって、両苗役人は村内外共に村方を代表するもの

であり、また村高の大部分を占める両番高を支配して

いる両苗が、小番高をも含めた村高全体の貢租の徴収

権を行使し、地頭に収納するということ、馬路村の全般的

支配の実権を掌握していたことが知られよう。

(20) 「古証之写」に馬路村郷士として河原姓がみえ、彼

等系類が小番組庄屋肝煎として存在していたことは各証

文奥印によって知られる。

(21) 寛政四年（一七九二）九月「一札」に利兵衛他四名

連印、両番役人に宛てた組所属変更届がなされている。

いかなる事情にもとづくものか不明であるが、組所属に  
かわる文書として参考のため左に記しておく。

#### 一札

私共儀往古者御両番百姓ニ而御座候処、中古小番組内ニ

相加リ罷在リ候、此度故障之儀有之小番組内を相離候、

依之、亦々往古之通御両番百姓ニ御入被下候様御願申上

候処、御聞濟被成下一同難有奉存候、尤此已来いヶ様之

筋有之候とも小番組に相加リ候義毛頭無之、且又御両番

に相對シ疎略不実之義子々孫々ニ至迄一向仕間敷候、為  
後証一札仍而如件

寛政四年壬子九月十八日

御両番御役中様

利兵衛  
他四名連印

(22) 安永二年「丹州馬路村両苗と小番組と弓矢出入御吟

味荒増扣」

(23) 「南桑田郡誌」六七頁に「行政上の異例」として

「馬路村に於てのみ―大番中番小番の別称を為し、村高を氏族によりて分ち各様に負担を為し来れるなりとぞ」

とあるその内容は、こうした点を指しているのであろう。

(24) 元治元年「東御奉行小栗下総殿於御役所ニ御尋差縄

返答手続書」

## (2) 村方支配の実態

行政形態の内部構造の具体的説明については、管見資料による不充分さをまぬがれえなかったが、しかし、右の叙述のなから両苗の村方支配の外貌をうかがうことができた。しかし、かかる両苗の村方支配のより具体的な様相を、特に一般平百姓の対抗関係、その動向との関連においてつぎにみて行きたい。

ところで、一般平百姓の村方支配層に対する対抗、その動向を示す問題の資料としては、安永五年(一七七六)の「三番百姓」ないし村方役人と小百姓山人との間に生じた「分ヶ山」をめぐる出入、また文政四年

(一八二一)の村方小者百拾九人による貢租「直納」をめぐる紛争、あるいはすでに触れた「仲間」と両苗との間における身分的隷属をめぐる紛争などあるが、以下、まずこれらの諸紛争をとりあげ、そこから問題を導き出して行こう。

### i 安永五年「分ヶ山」出入

まず最初に、安永五年における馬路村「三番百姓」と小百姓山人との間に生じた「分ヶ山」をめぐる紛争問題をとりあげよう。ここに「三番百姓」および「水呑小者」というのは、「古来々兩番(註、大番・中番)小番、三番之内拾石以上取持仕候もの高持百姓と唱(中略)三番之外者都而水呑小もの」云々、あるいは「兩番ニ而八人之頭百姓、小番にて式人之頭百姓、合拾人是を三番頭百姓と名付」との文書から、「三番百姓」とは、兩番組(大番・中番)小番組百姓のうち拾石以上の高持百姓をもって呼び、この三番百姓のなから兩番、小番高(すなわち前者は村高の八七・五%後者は

三・五%)に依じて、兩番では八人小番では二人の「三番頭百姓」が選ばれていたものであって、「水呑小者」とは、このばあい「三番百姓」以外の村内百姓を指している。しかし、右のように、拾石以上の高

持百姓をもつて「三番百姓」と呼ばれているのであるが、すでにあきらかにしておいたように、兩番高内における拾石以上の高持層は、その約八割までが兩苗一族によって占められ、また兩番より選出の「三番頭百姓」八人は全部兩苗のものによって占められていたのであって、このことから、「三番百姓」あるいは「三番頭百姓」のなかにおける主導権は、全く兩苗の掌中におさめられていたと考えてよい。

さて、安永五年の「分ヶ山」をめぐるこの文書は、『馬路村小者共分ヶ山之儀ニ付訴状写、并庄屋返答書写』とあり、小百姓山人より地頭役人宛の訴状七ヶ条と、庄屋(兩番庄屋、小番庄屋)の返答七ヶ条からなる長文のものであるが、ここでは主として小百姓山人側

から出されている訴訟文の抄録をもつて、この事件の内容をうかがうことにしたい。まず訴訟文をかかげるとつぎのようである。

乍恐御歎キ申上候口上書

馬路村小百姓願人山人共

一、私共儀者於馬路村古来々小百姓共ニ而、則私共組ニ御高百八拾石余所持仕居候得者、乍恐大小之差別而已ニ而一躰之御百姓ニ相違は無御座候、然ルニ元来小百姓と相呼、三番、村役人上京之砌者、私共荷物人夫ニ被取上下仕来候故、自然と三番遣ひ者之様ニ取扱、右ニ准シ諸事三番差図次第二仕来り候ニ付、私共御高之儀も則兩番方へ結び取込三番支配下と相成来候得は、於村方何程非道之儀被取斗候而も、私共々一言申出候事ハ難成様ニ被仕成来り候、依之是迄諸事三番勝手次第第二被取斗罷在候義故、既ニ野山等之儀も如斯新規勝手儘ニ地割等被致、私共難儀と相成申候、尤外々之儀は相マカセ可申候得共、野山之儀は第一方要用秣肥シ草之手支ニ候得者、数拾年来差困リ難決仕来り候儀故、是迄色々と村方へ相頼候得共、何分頓着無御座候ニ付、無是非昨年以來御難キ申

上候処、誠ニ御慈悲を以此度御開被成下、被召出、委細存寄不残書付差上候様被仰渡候ニ付、奉畏左ニ言上仕候御事

一、村方惣山之儀者、字げし山、をば山、かへら田、寺山、此惣御年貢高拾九石式斗之内、凡七歩ハ山人之私共ハ上納仕来リ一三番カハ漸山御年貢三步方ならでハ上納不致而已、剩中興前段之趣を以、三番権威強ク勝手儘ニ被取斗、既ニ式拾年以前宝曆六子年字げし山、をば山、かへらだと申三ヶ所、近山上地之分三番組に被相渡候ニ付、以之外之儀ニ奉存、何分私共不得心仕候得共、押而被渡候義無是非、其後拾ヶ年之間私共之地割不致一拾年を経候て後、明和式酉年私共組内之地割仕候処、以之外峠打越遠山稼之儀故、各漸壹荷ならでハ難相稼、其上惡地故、秣肥シ草無数一向引足り不申甚難儀手支ニ付、猶又拾年以來村方へ右難儀之段、相歎キ候得共、先達而申上候通り、何分権威強ク被申込無頓着之段、如何斗難儀至極仕候御事

一、略

一、明和四亥年字寺山と申近山上地之分又々三番組へ引取

地割被申候、如斯、近山上地之分ハ皆々三番之地割被申候ニ付、私共御年貢ハ七歩方上納仕候而、秣肥シ草場ニ手支難渋仕候段、乍恐是等之義御賢察奉願上候

一、略

一、五ヶ年已前三番組地割之裾ニ山番人相持被申候、此山番之義者三番之山番而已ニて、勿論私共一応申聞も無之処、右番料之由申立、私共組式百人余カ軒別ニ番差差出シ數年來難儀ニ奉存候一三番組之山番人ニ私共カ料麦可差遣筋ニ御座候哉、乍恐御賢慮奉願上候

一、当春村方に私共山人之組親廿老人被呼付被申渡候ハ、御地頭様カ御法度御書付之由、惣而明六ツ時カ暮六ツ時限り山出入可申、其時刻相過候ハ、玉込鉄炮にて為打払候様被仰渡候由、此儀私共甚当惑仕候、古来カ山人之儀者、五月カ八月迄ハ朝七ツ時カ山入仕、日陰之間ニ肥シ草刈取、夫カ田之草を取、夕かけに秣刈取日を暮シ、山カ出候事ハ百姓之常ニ而御座候処、朝暮時切仕候而ハ農業怠リ、作方之妨ニ相成自然と秣肥シ草等も相手支候ニ付、甚難儀奉存候御事

右野山一件ニ付御歎キ申上候儀ニ御座候一何卒村方権威

無之様、前々之通一同穩ニ相成、新法之地分ケ等相止、  
古米之通野山之儀手支無之相続仕候様、乍恐如何様共被  
成下候ハ、難有可奉存候、以上

安永五年申六月廿一日

丹州馬路村小百姓山人

惣代 嘉兵衛他四名各連印

御地頭

御役人 中様

この訴状の主旨は、われわれを小百姓と呼ぶが、これは大小の差だけのことであつて一駄の御百姓に少しも変りはない。然るに、元来われわれを小百姓と呼び、三番百姓村役人の上京の節は荷物人夫などに使役され、自然と三番遣いの者のように取扱われ、かつ諸事すべてが三番の差図次第に行われてきたのであつて、すでに野山の儀も三番が新規勝手のままに地割など致しわれわれの難儀となつてきた。尤も外的ことであれば、三番まかせにしておいてもよいと思うが、こと野山の

儀に關しては、第一に農業に必要な、秣・肥シ草の差障わりになり、これがため数十年来難渋してきているのである。すなわち、これは野山の地割（宝曆六、明和四年の二度の地割）において、三番百姓は近山、上地の分をとり、われわれには峠を越える遠山、かつ惡地の秣・肥シ草の少い場所を割当てたこの地割の不平等の故である。しかも山年貢の七分をわれわれが上納し、三番が三分しか上納しないというのは不合理である。

また土砂崩防止のための山内の古木を三番が無断で伐採したり、われわれに相談のない三番の山番の番料を、われわれ二百余人から軒別に徴収したり、さらには、山出入の時間ぎめを行うようであるが、そうすれば農業の怠り、妨げになるとともに、秣・肥シ草などの入手困難となり甚だ難儀と考えている。したがつて、三番百姓村方役人の権威横暴のなきよう、また新法の地割を止め、古米の通りにして野山に差障わりのないようにしていただきたいと、三番百姓村方役人を

相手どり地頭役人に訴に及んだものであった。

ところで、村落共同体的規制の主軸をなすものは、採草地、灌漑用水の利用形態にあり、その規制の強弱は、その地域の経済構造の進展度いかによって性格づけられるものであって、いわば村落共同体的規制強弱の度合は、そこにおける農村経済構造の進展度に対応し合うものといえる。しかし、一般的に封建制度が厳存し、封建的規制が強く作用している限りにおいては、封建社会をほりくずして行く下からの経済構造の変化、その進展もそう急速なものではありえず、したがって、これに対応するところの村落共同体的規制もそう弱められたものではなかったと考えられる。このような点に關して、丹波馬路村は京都への道程五里余、亀山城下町一里余と、都市城下町に近接する位置にあり、近世中期より幕末にかけては、ある程度の農業における商品生産・貨幣経済化の方向に進展していたものと推測され、慶応四年の『村明細帳』には

「稲作第一ニ仕候、尤少々綿作仕候早損所々之儀ハ格年大豆作仕候」とあって、<sup>(25)</sup> 実耕地総面積一〇一町七反一畝余のうち田地九〇・四%を占むるこの村においては、もちろん稲作第一ではあったが、「尤少々綿作仕候」にみるごとく、ここでは商業的農作物としての綿作がかなり行われていたことを推測せしむる。事実これに先立つ宝歴年代（一七五一―一七五九）すでに金肥の利用がみられ、同年代の『綿作不作ニ付貢租減免願』および天保四年（一八三三）『綿作下見帳』<sup>(26)</sup> などからこれうかがえば、この年代における商業的農業の進展もある程度想像されなくはないであろう。しかしながら、この年代ただ金肥の利用がみられたといっても、自給肥料たる採草地の共同体的利用、その規制を弱めうるほどのものであったとは考えられない。これに「馬路村秣場、近来段々開發被仰付候故、全体秣無数、大小百姓難洩仕罷在候」<sup>(27)</sup>云々との新田開發による秣場の減少は、より一層共同体的規制を強める作用をもつもので

あつて、こうした共同体的規制になお一般農民は強く支配されていたと考えてよい。しかして、このような事情の下に置かれてゐる農村においては、通例として、

村方役人・上農層が共同体的規制の支配権を掌握し、一般下層農民との対立を生ぜしむるものであるが、右訴状にあきらかなようにこの馬路村においてもその例外ではなかつた。すなわち、村落共同体的規制の頂点に立ち、これの支配権を掌握してゐたものは、馬路村では一〇石以上の高持百姓によつてなる「三番百姓」であり、このうち特にその主導権を握つてゐたものが兩苗一族のものであつたことはすでにあきらかにしたところであり、彼等は村落共同体的規制それ自体の支配権を独占し、これの利用を通じて、彼等の利益を恣意的になし、いわば自己に有利な生産条件を作り出しを行つたものであつて、ここに、右訴状の内容にみるごとき、主として秣・肥シ草の利用にかかわる水呑小者らによる下からの対立を生ぜしめたものであつた。

そして、こうした秣場利用の仕方、そこにおける対立は解消されることなくそのまま明治にもちこされたものである。<sup>(28)</sup>

## ii 文政四年貢租「直納」願

「馬路村之儀は、兩苗高ニ在之、小百姓ニ為作、夫々取立、兩苗々収納致来候事」にみるごとく、兩苗が村高全体の貢租の徴収権を有してゐたことについてはすでに述べておいた。ところで、こうした貢租徴収権をもつ兩苗と村方小者との間に、貢租の「直納」をめぐり一つの紛争対立を生ぜしめてゐるが、ここでは、文政四年のこの貢租「直納」をめぐる紛争の問題の所在をまずあきらかにしよう。いまつぎに示す資料は村方小者側から出されたものでなく、馬路村庄屋から出された願書であり、小者側の言い分に不備な点があるが、これを記すとつぎのごとくである。<sup>(29)</sup>

乍恐奉願口上書

一 去ル十一月九日村方小者百拾九人之内、少々宛御高所

持仕罷在候者共、甚六、磯八、半兵衛、宇兵衛、幸助、菊次郎右六人為惣代肝煎三治郎宅に申出候者、私共御高上納之儀者論中之儀ニ而御座候得共、御地頭様、直納仕度奉存候間、此段御願申上異候趣、猶亦銘々直々ニ御願茂申上度旨法外之義申出候ニ付、早速同役に右之趣披露仕不得止事、乍恐十一月十日此段御届々奉申上候所、新規之儀申立候而も決而不相成候段被仰付候ニ付、奉畏帰村之上十三日五ツ時右惣代六人之者呼出候而、被仰渡候始末申渡候処、此度承智仕候得共、亦候、九左衛門、藤市、仙治郎三人、三治郎方へ罷出申聞候者、右直納相成不申候ハ、御高丈者相調可申候、左候とも高掛り之儀者、一件落着後迄延引可仕杯と利不尽申懸候ニ付、是迄仕来通ニ先相納可申様、精々利解申聞候得とも、少茂不相用候ニ付、無是非此段御窺申上候所、日限ヲ以先御高取立可申趣と為仰付、依之同月廿九日と五日之内ニ先御高丈上納可仕様精々申付候処、承智仕追々相納候得共、三拾石余日限相満不足仕候故、今二日之間延引致遣候儘、急ニ相納可申様申付候処、漸都合仕先安堵仕候得共、何分前文之通高掛り相納不申候而者、村入用諸勘定ニ差支、大キニ難

渋仕候、万一村方外小者并出作等自前同様之儀申出候而者、誠ニ村方必至之難渋ニ相成候□、何卒先規仕来通皆済可仕様度々引合候得共、何分承智不仕候ニ付、無拋此段御願奉申上候間、格別之御慈悲を以、惣代之者とも被召出、是迄仕来通皆済仕候様、御利解被為成下候へ、生々無之難有仕合可奉存候 已上

文政四巳十二月

馬路村

庄屋 富右衛門

年寄 太兵衛

肝煎 三治郎

御役人中様

この文書によって知られるように、村方小者百拾九人の惣代六人が、肝煎三治郎宅（両苗）に押しかけ、貢租の地頭えの「直納」を願ったものであるが、地頭側より「新規之儀申立候而も、決而不相成」と命ぜられ、これに小者側が一応承服しながら、しかし、彼等は再び三人の代表をもって「直納」を三治郎宅に願いで、もし「直納」がならないとすれば、貢租だけは納めても、この一件落着まで「高掛り」は延引すると

の態度に出たため、村方両苗側は、「高掛り」を納めなければ、村入用諸勘定に差支えるのみならず、村外からの小者、出作などまで同様なことを申出ては、村方の難渋は必然であるとなして、地頭役人にその善後処置を願ひ出たものである。

ところで、こうした小者側の「直納」願あるいは「高掛り」不払いの行動に至らしめた、その直接の動機が何処にあったのか、いまこの点をあきらかになす資料は必ずしも充分ではないが、この文政四年十一月に先立つ同年四月村方および両苗惣代より代官宛に出されている『乍恐口上書』<sup>(30)</sup>のなかに「両番、小番免割之儀ニ付、高下御座候様、水呑小者ノ不審仕御訴訟申上候ニ付、御上様預御苦勞奉恐入候」云々とあり、また文政七年（一八二四）十二月の小者惣代よりの『乍恐口上書』<sup>(31)</sup>に「村役人并両苗之者共掛り候出入之儀者、兼而疑惑仕罷在候天明二寅年以来之勘定帳―調合之儀催促罷在候内」云々と記されている以上の文書は、

近世郷士の存在形態（下）（岡本）

すくなくとも、右の貢租「直納」願「高掛り」不払事件に関連した内容をもつものであらう。とすれば、右事件の動機なるものは、貢租徴収権をもつ両苗村方の年貢の高割における不平等、あるいは勘定帳面における不正など、こうした両苗村方の横暴にあったと考えられる。かくて、水呑小者側の「去ル巳年（文政四年）御役所様御吟味ニ相成候より以来四ヶ年之間、村諸入用高掛り之分―差出不申候」云々の文政八年五月の文書<sup>(32)</sup>にみる限り、事件以後すくなくとも四年の間「高掛り」不払いを行っていることに注目せられよう。そして嘉永六年（一八五三）の「此免状者両苗惣代の印形故、左候而者、両苗之百姓と相成義、此方者（小者側）杉浦様之百姓と存候故、此免状ニ而ハ承知難致」云々の一断片文書にみるごとく、右事件より約三十年後において貢租免状の印形をめぐって小者側よりさらに紛争を生ぜしめているのである。

iii 化政期における両苗と「中間八十三家」の紛争

以上において、安永五年の「分ヶ山」出入および文政四年の貢租「直納」「高掛り」不払い問題など、水呑小者側から提起された紛争問題を取りあげ、このことを通じて、両苗の村方ないし一般平百姓に対する支配関係の実態をうかがうことができた。しかし、つぎに化政期においてみられる「中間八十三家」の両苗に対するいわば隷属的身分解放の動向についてみよう。

ところで、ここに「中間八十三家」とあるのは、両苗の「家来」と称されていたものであり、また「土根組八十三家」とも称され、両苗下に隷属せしめられていた階層であり、そして彼等はずっと両苗それぞれの土地経営における隷属的下人として存在していたが、しかし、両苗の地主手作経営の縮少過程において、宝暦年代彼等が漸次両苗主家から独立化して行き、これが「家来筋」「出入」として存在していたことなどについて、すでに一応ふれておいたところである。そしてこのような両苗になお身分的に隷属せる「中間」

「家来筋」「出入」なるものによって、以下のべようとする紛争が惹き起されたものであった。

しかし、まず身分的に隷属せる「中間」の両苗に對立する動きを示すものとして、すでに示しておいた文政十三年（一八一六）八月の導養寺拜柱一件なるものをあげることができる。この事件の内容は、馬路村導養寺修覆のさい、中間八十三人のうち八人のものが申合せて、拜柱に「往古土根組八十三人立之」との文字を新規に彫りつけたため、両苗のものこれを咎め、結果において、中間側が不調法を反省し、「古来之通御両苗之思召ニ少モ不脊相随イ、何事ニよらず出情仕候而、永々隨身可仕候」との一札を両苗に出すにいたったものである。しかし、かかる両苗に對立する「中間」の行動は、隨身を誓わされている右「一札」によって終ったものではない。むしろこうした事件を口火として、彼等の両苗への身分的隷属を絶たんとする積極的な動きが、資料に徴しうる限り、文政頃にみられ

るに至っている。すなわち、文政三年（一八二〇）九月の『中間一件記』<sup>(33)</sup>なる資料についてみよう。

文政三和辰九月十八日

中軒一件記

一、当夏頃古老衆が若衆中へ被仰聞候者、中軒内之子供小番組手習ニ遣シ候由、追々相聞へ候ニ付不宜儀と存候間、無用いたし両苗内の参会所長林寺ニ而も遣し可然哉と被仰、早速若衆中が中軒惣代嘉七、喜兵衛へ右之趣にて引分ニ被及候処、両人之者中間へ内談之上返答いたし候者、三十人斗者承知之訳申出、残り四十人斗者不承知と申、其上古米が兩名へ隨身之書付ヲ入置候事迄ニ否ミヲ申、隨身ニ而者無之杯と不法ヲ申、若衆中へ惣代兩人が返答ニ及候ニ付、難拾置、古老衆が兩番役人へ指出しニ相成、早速会所へ右二人呼出シ相尋候処、若衆中へ返答之通相違無之由申ニ付、念之為、兩人親類佐七、角之助呼出シ、四人へ申聞候者、此度之義容易之事ニ而有間敷故、得と勘弁致し候様申付、猶又、惣代二人が申候処亦相違無之候哉、聞札候上引取候訳候而

近世郷士の存在形態（下）（岡本）

九月十八日夜

一、九月十九日暮方、右八十人之内、老人富助、半六兩人呼出し、前文之通嘉七、喜兵衛が申候通相違無之候哉相尋候処、宇兵衛申候者、私共ハ先年之故障ニ甚惑入候故、此度之相談ニ者相かわり不申、忤義も寄合等いたし不申と申候ニ付、然ラハ隨身ノ訳ハ如何と尋候処、私共ハ御両苗之翼下ニ住候者、隨身ニ相違仕候義ハ無之候、併三十人斗之のき人の内へも入不申候と申、半六之義も隨身の訳は□用と申候得共、忤共カ了簡ハ存不申候と申候ニ付、其方共者中間の年より故、精々納り方勘弁致候様申渡シ引取候訳候事、右ニ付、良刻半六忤半兵衛呼出シ相尋候処、私共ハ喜兵衛、嘉七が申上候通ニ而、隨身ニ而ハ無之と申候事、□宇兵衛忤榮吉呼出し同様尋候処、私共ハ親共が申上候通相違無之、隨身之者ニ候と申候事一、同夜直七呼出し相尋候者、其方ハ先年故障之砌、消方之義相頼候訳も有之故、其心得も可有処、此度嘉七、喜兵衛が申出候人数に加わり候ハ如何之事哉と尋候処、直七申候者、私ハ年□耳も遠く相成り、万事忤へ相任せ候故、忤が何之訳も不申聞カサレ候故、一向存不申候得共、

一四九（八六九）

今晚承り相分り候と申ニ付、然らば隨身之義ハ如何と申候処、先多分ニつき候様之口上ヲ致候ニ付、左様候而者、其方之為方ニも不宜候と存候故、忤へも篤と申聞セ深ク勅弁致候様、段々理解、申聞引取申候事、

一、廿日夜、右人数之内弥兵衛呼出シ一件之訳相尋候処、私ハ中ヶ間大切と存候故、惣代方申候通ニ而候と申候ニ付、段々理解申聞勅弁之返答可申上と申事

（以下略）

右文書の内容は、要するに中軒（中間）内の子供の手習について、小番組の手習に出すことはよろしからず、中間の子供手習は「両苗内の参会所長林寺」に遣すのが当然であるとの異議が古老衆より中間の若衆中に出され、中間惣代に伝えられたため、中間惣代がこの点について中間八十三家と内談の結果、彼等のうち「三十人斗」は承知を、残る「四十人斗」は不承知と申いで、しかもこの不承知組が両苗への「隨身」ではないと申出たため、古老衆より両番役人（両苗）へこの旨を伝達した。このことを知った両苗は容易ならざ

る事態となして、両苗会所へ中間惣代その他関係者を呼び出し、主として両苗に「隨身」なりや否やを尋問したものであるが、これに対しある者は「私共ハ兩名之翼下ニ住候者、隨身ニ相違仕候義ハ無之」と隨身肯定の態度を示し、ある者は「隨身ニ而ハ無之」と明確な隨身否定の態度をとり、さらにある者は「多分ニつき候」、「中ヶ間大切と存候」と返答しているのが、この『一件記』の主たる内容であるが、こうした両苗に対する中間八十三家の「隨身」をめぐる事態は、両苗にとって正に容易ならざる事件であったに違いない。すでに掲げておいた『両苗家来筋相手ニ相成候者名前』（文政五年）の記録は、恐らくこのような事件を動機にしてかかれたものであろう。この記録には「此度私共相手取候分斗相認」めるとなして、家来筋、出入の者二十人の名前が記載されている。しかして、ここに家来筋、出入というのは、かって両苗それぞれの下に存在した隷属的下人Ⅱ「家来」の系譜につながるもので

あり、すでに若干あきらかにしておいたように、彼等は主家より田畑の譲渡をうけあるいは下人小作として一応主家から経済的な独立を示しながらも、なおそこに右『一件記』にうかがえるごとき、主家に対する身分的な隷属関係が強く残されていたものであって、中間八十三家のうち家来筋と呼ばれる者は出入よりも主家への隷属関係を濃厚にしていたものであった。そしてこの『一件記』の紛争において、その主役を演じたものは、隷属関係の濃いこうした家来筋の者であったこと、先に示されている『相手ニ相成候者名前』二十人のうち、十七人が彼等で占められていることによつて知られよう。

ところで、中間八十三家の過半数のものが両苗の意にそむき、また彼等をして「隨身」（身分的隷属関係）に肯定的態度をとらしめたこと、『一件記』において示されたところであるが、中間をしてこうした態度をとらしめたその然るべき原因、動機について、つぎに

近世郷土の存在形態（下）（岡本）

すこしくふれておかねばならない。しかし、その原因はいうまでもなく基本的には隷属的下人<sub>（二）</sub>中間の両苗主家からの経済的独立に求めねばならない問題であつて、右の身分的隷属をめぐる紛争は、いわば彼等の経済的独立性に対応して発現されたものと理解されねばならないが、しかし、この紛争の現実的動機は、彼等と両苗との間における利害的対立にかかるものであつた。文政三年十月「馬路村土根組中」<sub>（三）</sub>（中間八十三家）の名をもつて、両苗を相手どり代官所に訴えに及んだ『乍恐奉願口上覚』<sub>（34）</sub>はこの点を示すものである。すなわち、この「覚」の主なる内容は「山御年貢、往古者村方同様割方ニ候処、近年ニ至り、銘々共儀者多分相懸り、両苗中者少斗差略も有之」云々、あるいは「天明式年三年、村入用割帳面写之内、式拾九石余兩番徳米ニ而記、小前割別帳御座候徳米之儀、御高ニ割付取上候儀不審御座候」云々などにみられるごとき、「両苗の「権勢」、「我儘」をなくし、「穏ニ農業仕候様」

善処していただきたいというものであって、両苗による山年貢の不合理な割付や村入用帳面えの疑惑など、いわば両者の利害的対立を内容としたこの文書のなかに、右『一件記』紛争の現実的動機をうかがうことができよう。

以上、説明の不備な点を残しながら、一応三つの出入紛争問題を中心に、その内容について述べてきた。

すなわち、一つは安永五年にみられた「分ヶ山」出入であり、ここでは村落共同体的規制の支配権を掌握していた三番百姓（村方支配層（主として両苗））の、自給肥料の給源地たる野山採草地地割における不平等をめぐって、水呑小者層より提起された出入の内容を、その二は貢租の徴収権を握る両苗の、貢租割当の不合理、勘定帳面上の疑惑により、水呑小者側より提起された貢租「直納」願および「高掛り」不払紛争の内容を、そして、最後に両苗主家の隸属的下人（「家来」の系

譜につながる「中間」（家来筋、出入）らの「隨身」（身分的隸属関係をめぐる紛争の内容を問題にしてきたものであった）。

しかして、このような水呑小者層（ここでは両苗一族および三番百姓以外の馬路村百姓を指す、時には平百姓ともよばれている）の両苗村方に対する対抗関係の存在を通じて、そこから両苗の村方支配の実態をみようとしてきたわれわれは、もはやその説明を要せずして、以上の諸紛争のなかからうかがうことができたかと思う。しかして、その後両苗の村方における支配勢力は、すでにのべたごとき下からの種々な抵抗を予想されながらも、なお、彼等の郷土身分の権威と両苗の全体的な土地所有の優位性に支えられながら、そのまま明治に至ったものであった。

(25) 馬路町自治会所蔵文書

(27) 安永五年「馬路村小者共分ヶ山之儀ニ付」庄屋返答

書写

(28) なお安永五年の「分ヶ山」出入において、三番百姓、水呑小者双方が、いわば敵対關係にあつたにかかわらず、両苗側の者が水呑小者側に加担し、また水呑小者側において「分ヶ山」出入に不参加であつた者に対して絶交をなしている点について、註記しておきたい。まず前者については、安永頃の「覚」に、「近頃分山願と申立、水呑一同毎々寄合いたし、村方を相手取候様子ニ相見へ甚ふらちに存候、尤此儀者玄隆、嘉兵衛、太助ひつ頭に、村方をないがしろに致、しんぎ我儘を相くわだて候積りと相聞へ候」とあり、この「分ヶ山」一件の筆頭は、玄隆(中川姓)、嘉兵衛、太助であるとされている。ところで、中川玄隆は、両苗一族の者であり、かつて庄屋をもつとめている程のものであつて、いま彼のこのような行動をとらしめた理由は不明であるが、このことは両苗にとつて極めて重大な問題であつたにちがいない。かくて、「此度玄隆儀、彼是契約ニも相存候儀在之、誠ニ老鷹之致方ニ付、出入一件大切之場所ニ至り大成差障リニ付、一統相談之上、諸集会平日之出合共堅不致候段申遣候」(安永頃、手紙文)とあつて「両苗惣中」の中にお

いて右のごとき処分をうけている。つぎに後者については、文化五年二月の「一札」に「去ル安永年中迄ハ少々宛之村高所持仕候義、御憐愍を以御差免被下罷在候処、水呑小もの百姓一同一分ヶ山ニ相成罷在候場所を、野山肥山ニ可被成下と申願ニ事寄せ、色々工ミ事悪事を企候而、押而村方へ相願申候砌、私共儀者、御差図ニまかせ相慎、右人数ニ相加り不申、右一同ガ其砌絶交を請罷在候御事」とあつて、水呑小者一同と行動をともしなかつた一部のは、彼等一同より絶交されている点に注目せられる。

(29)、(30)、(31)、(32)、(33)、(34) 馬路町自治会所蔵  
文書

### あとがき

丹波馬路村「両苗郷士」の帯刀仲間内部における諸關係と、旗本杉浦氏に対するいわば対領主關係の特異性など先稿において述べたところであるが、しかし、彼等が「地頭帯刀」を許され「郷士帯刀」を誇りえたその基底的な問題、いわば彼等両苗郷士その一族の抱

って立つ経済的基盤は一体どのようなものであり、また郷村における彼等の村方ないし一般平百姓との関係がどうであったかなどをあきららかにすることによつて、両苗郷士の存在形態をより明確にし、もつて近世郷士研究の一資料に供せんとしたのが本稿の意図であつた。しかしながら、管見資料による制約と浅学非才とによつて着眼するところ必ずしも充分に表明されたものとは思われぬが、上述来（特に第二節）の要点を記してあとがきとしよう。

ところで、両苗郷士の経済的基葉の問題として、まず彼等両苗郷士一族は、村高のうち全体的にその約七割（明和二年七〇・二%文政十年六八・六%）を占め、かつ一〇石以上のこの村のいわば上農層のうち、その八割以上（明和二年八〇%、文政十年八六%）が両苗の者によつて占められており、彼等の全体的にみた村方における経済的地位の高さを知ることができた。つづいて、こうした両苗郷士その一族の土地所有に経済的基盤の

内部構造を具体的にあきらかならしめるため、彼等の土地経営事情、ここでは主として両苗の一人、人見完治家の土地経営事情をとりあげ、そこにおける土地経営形態を隷属的下人「家来」||「中間」の独立化過程との関連において分析したものであつた。すなわち、宝暦年代を時点とした完治家の土地所有規模は六町歩であつたが、これは手作二四%、小作七六%というかなり広汎な小作関係の成立の上に土地経営が行われており、二四%の手作地は給銀契約的労働関係に立つ「中間」下人と年季奉公人との混在によつて耕作されていたこと、しかも、こうした手作地縮小化小作関係の成立過程に対応して、宝暦年代前後主家完治家より隷属的下人「家来」||「中間」が「下人小作」としてあつた。これは田畑譲渡をうけ独立化していった過程を若干あきらかにすることができた。こうしたことにおける地主の土地経営形態と下人独立化の過程は、この地域の社会経済構造の発展を知る上に何らかの示唆を与える

ものであろう。

『反別名寄帳』、『定米帳』などの分析、および完治家の土地経営事情の分析などによって、両苗郷土その一族の経済的基盤をうかがうことのできたわれわれは、つぎに、彼等の、村方ないし一般平百姓に対する諸関係、村落共同体内部における支配関係の実態を、特に一般平百姓の下からの対抗関係の存在、その動向との関連のなかからみようとしたものであるが、しかし、これらの内容については、いま前節においてうかがいえたところであり、重ねての説明は省略しよう。

〔附記〕 本稿の前半(上)を出してから約一年を経過したが、昨年夏新たに見出された資料の整理に暇どりこの報告のおくれたこと、また本稿は両苗郷土の存在形態として、「明治維新と両苗郷土」の一節を附加する予定であったが、この問題に関係するかなり豊富な資料が見出されたため、別稿を編むことが適切と考え、当初の執筆計画に若干の変更を止むなく加えた点などについて御了承いただきたい。

近世郷土の存在形態(下) (岡本)

なお、本稿註記に馬路町自治会所蔵文書とあるこの部分は、同志社大学人文科学研究所保管にかかるものであつて、この点資料閲覧の便宜を与えてくれた同研究所、および、資料について御教示をえた秋山国三教授、井ヶ田良治助教、両氏に深く謝意を表するとともに、また特別註記なき資料のすべては、馬路町人見惣一氏所蔵の文書であり、長期にわたり貴重なる資料をお貸しいただいている同氏にも重ねて謝意を表したい。